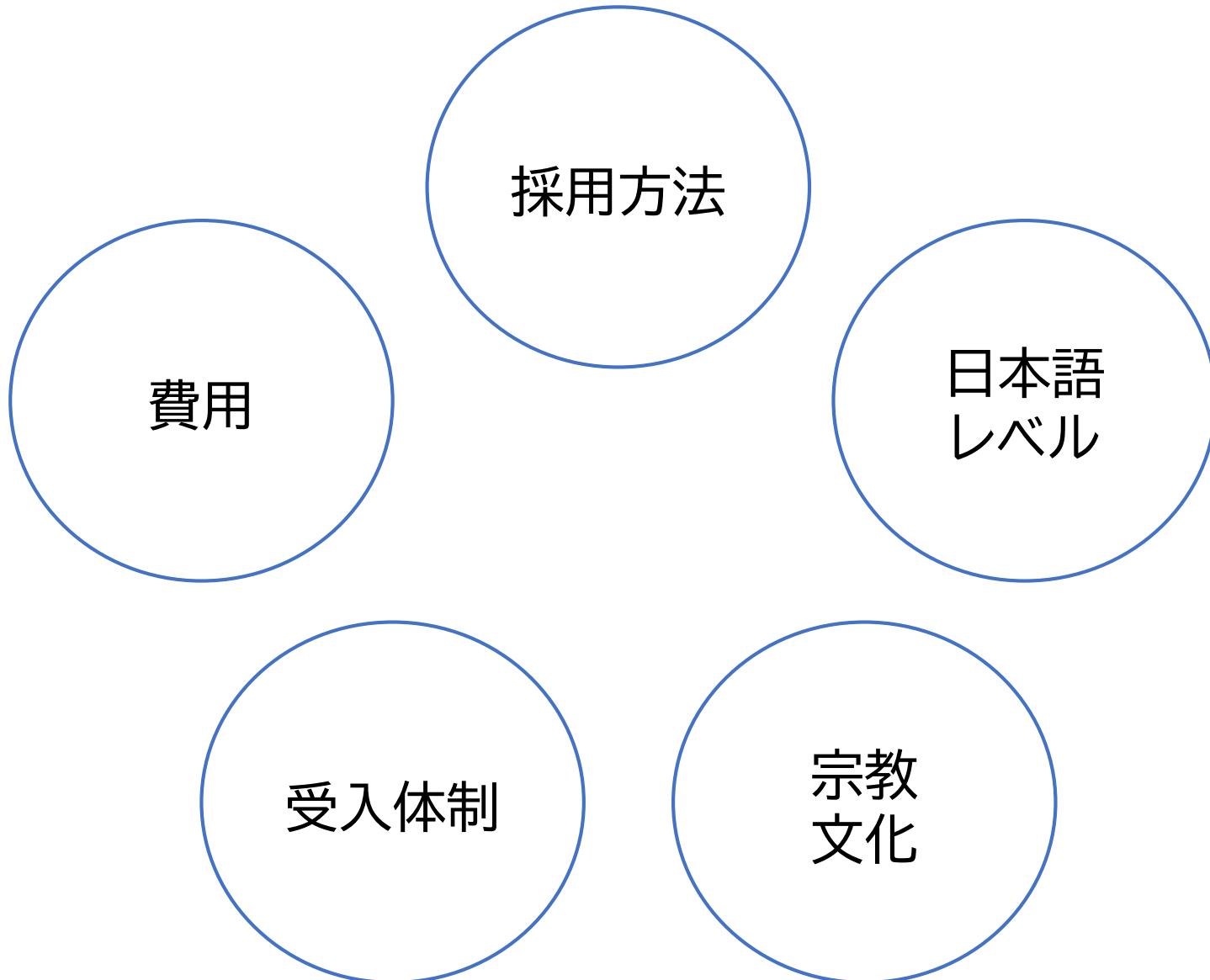


兵庫県経営者協会・連合兵庫・兵庫県社会保険労務士会共同開催セミナー

確認しよう！
外国人雇用のポイント
誰もが働きやすい職場づくりをめざして

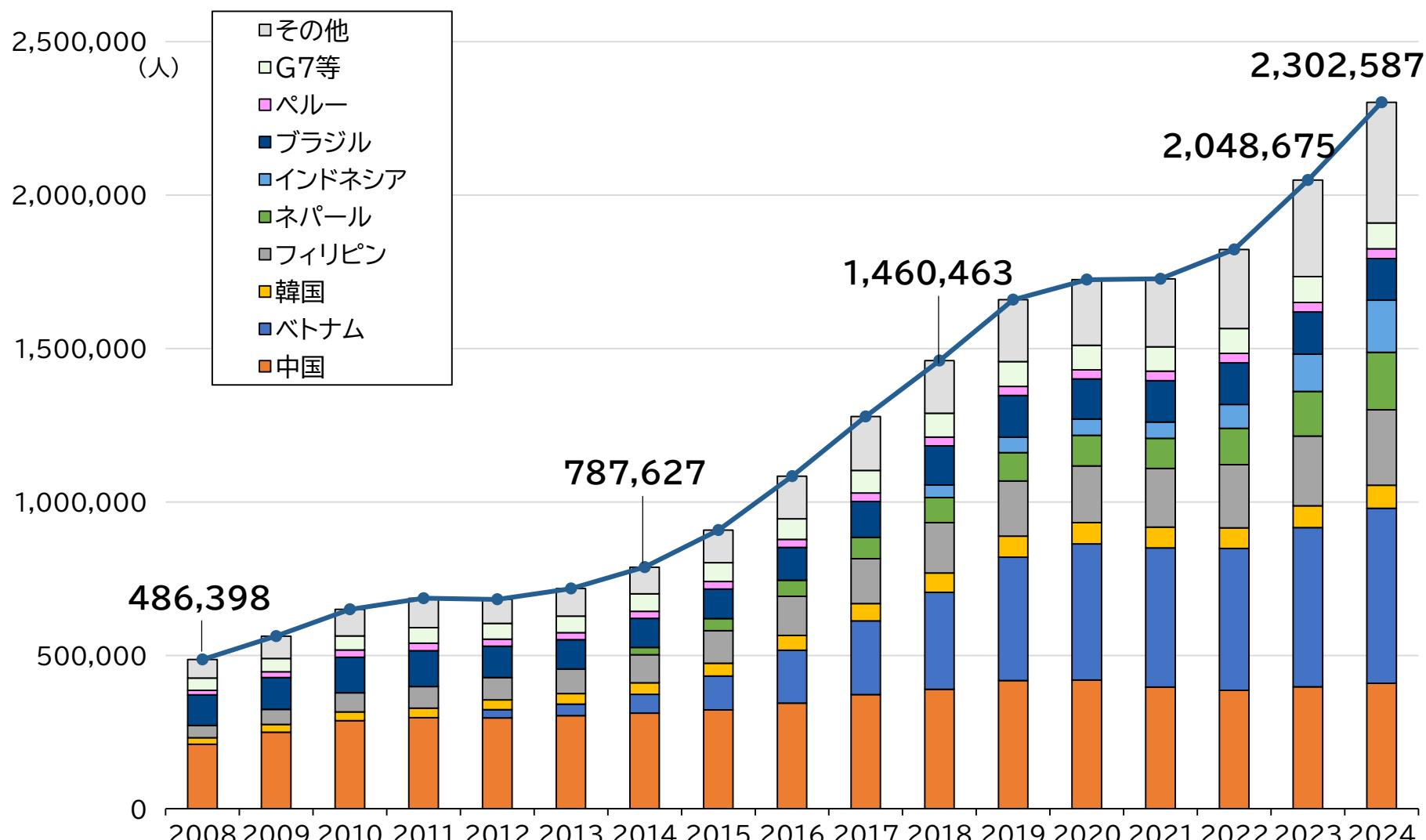
2026年1月30日
キャリアバンク株式会社
取締役 海外事業部 部長
水田 充彦

外国人採用についてよくある質問



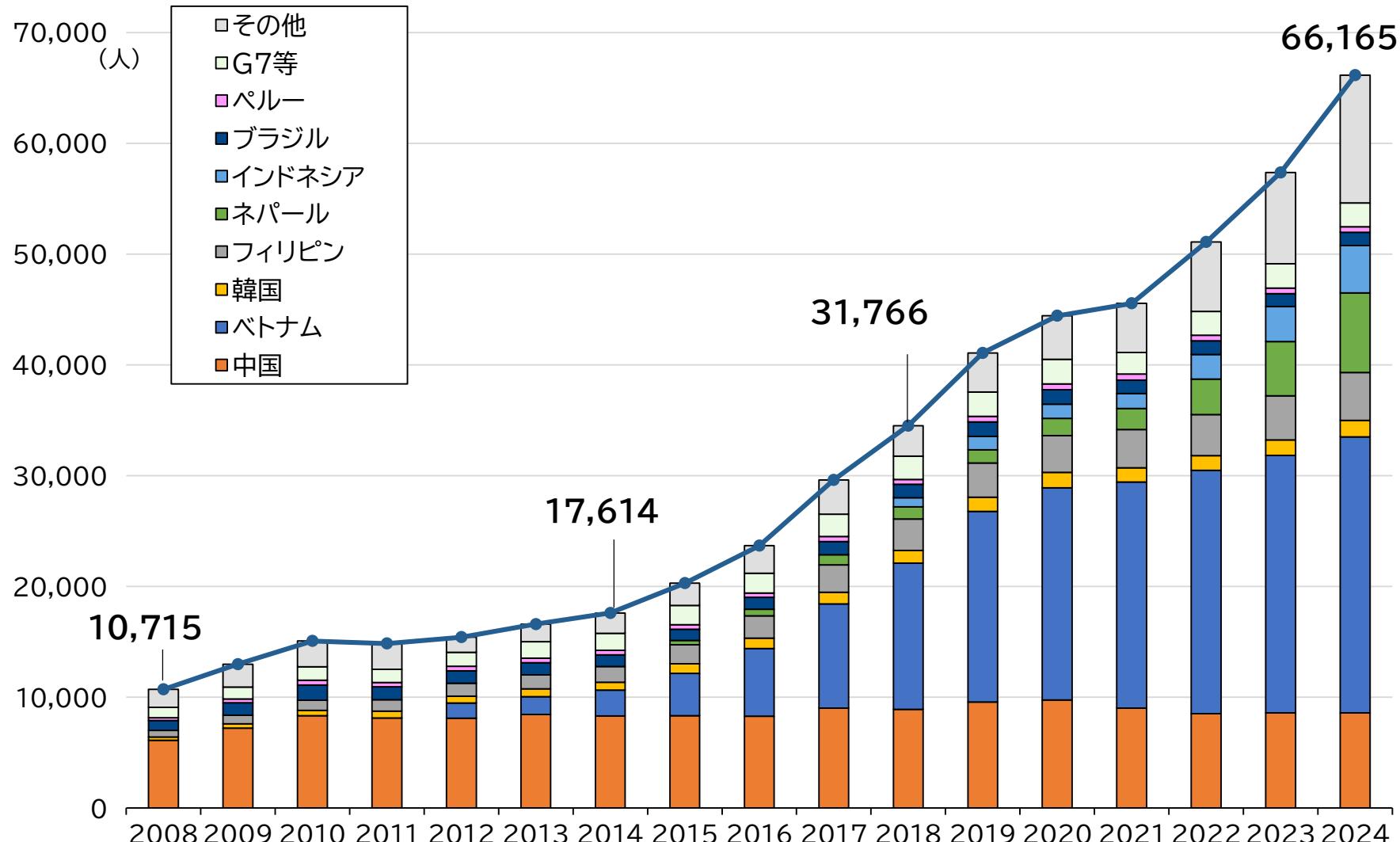
外国人労働者の現状

外国人労働者の推移(全国・国籍別)



出典:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末)

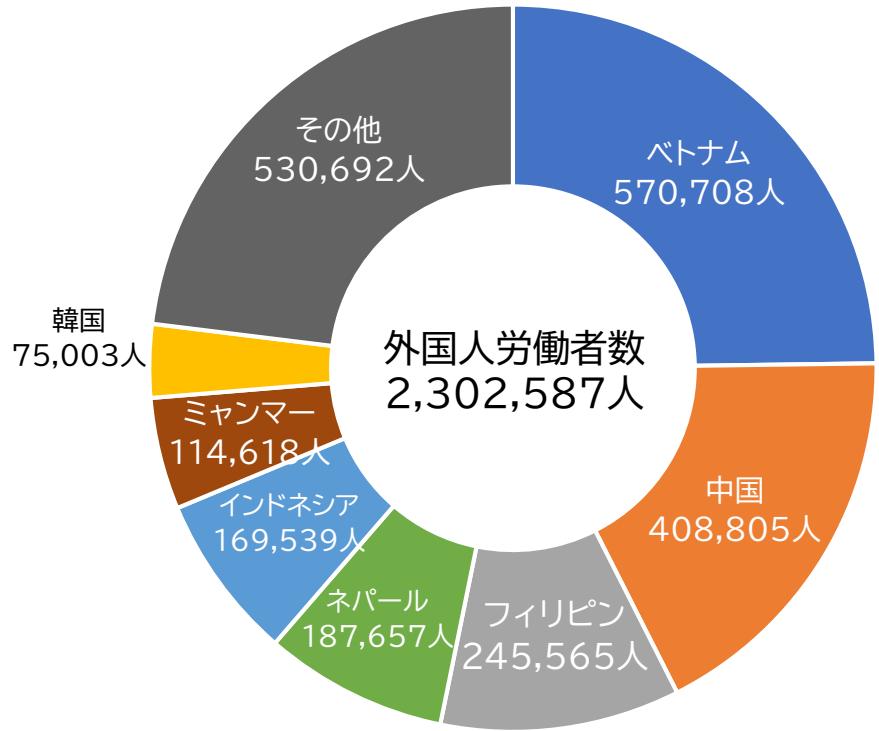
外国人労働者の推移(兵庫県・国籍別)



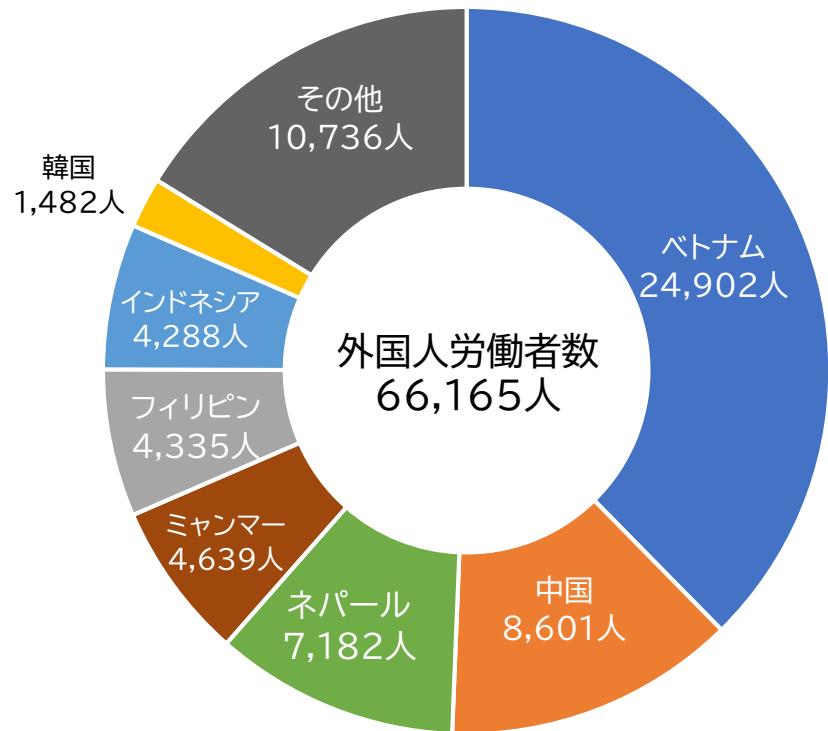
出典:兵庫労働局「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末)

外国人労働者（国籍別 全国・兵庫県）

全国



兵庫県

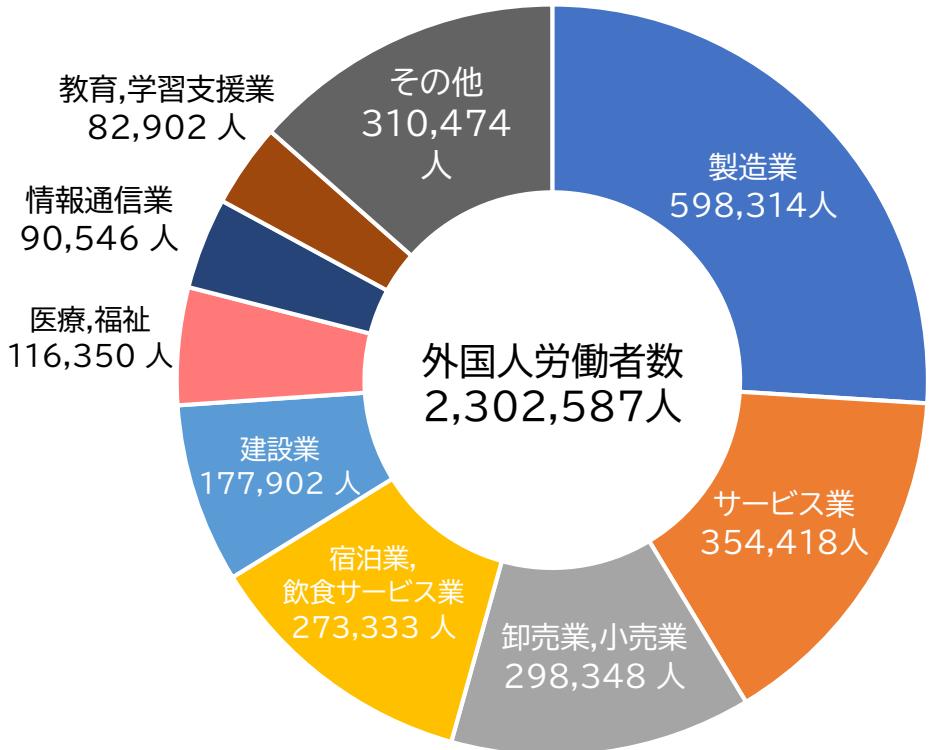


出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況表一覧」(令和6年10月末)

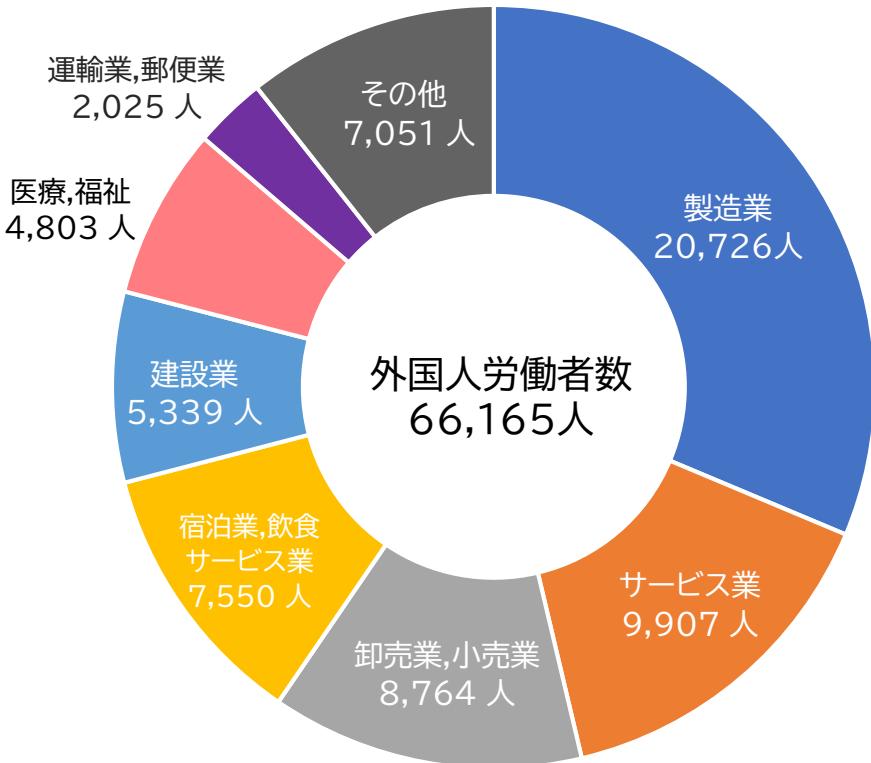
出典：兵庫労働局「外国人雇用状況の届出状況」(令和6年10月末)

外国人労働者（産業別 全国・兵庫県）

全国



兵庫県



出典:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況表一覧」(令和6年10月末)

出典:兵庫労働局「外国人雇用状況の届出状況」(令和6年10月末)

在留資格の基礎知識

在留資格一覧表(29種類のビザ)

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

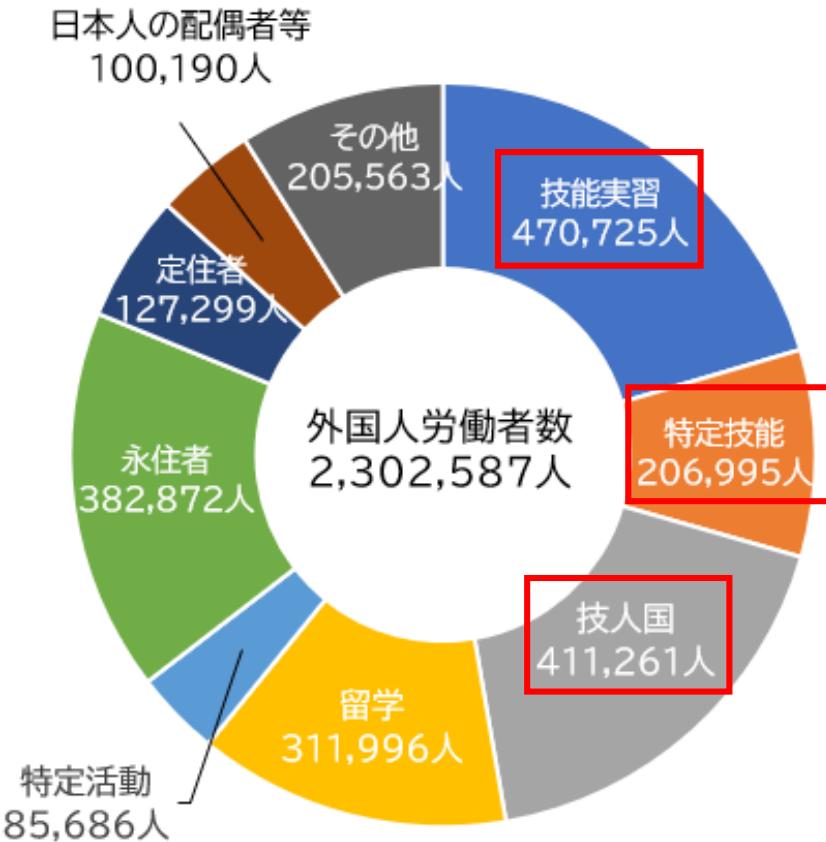
就労が認められない在留資格（注2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

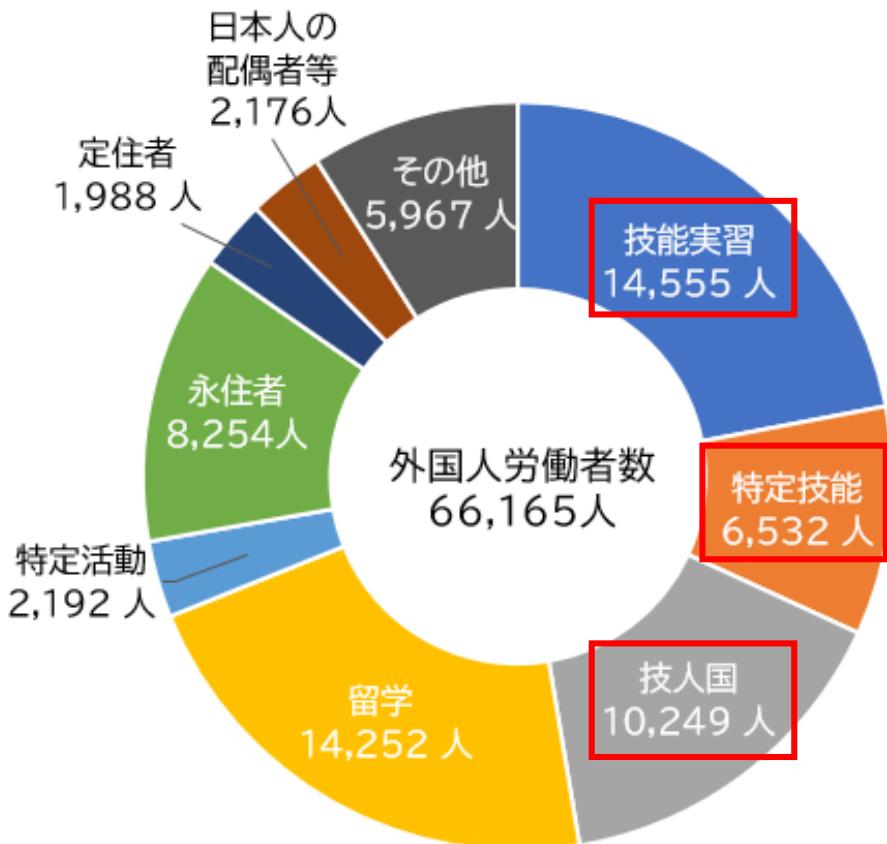
（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

外国人労働者（在留資格別 全国・兵庫県）

全国



兵庫県



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(令和6年10月末)
：兵庫労働局「外国人雇用状況の届出状況」(令和6年10月末)

外国人労働者の制限

色々な仕事

外国人が働くことができる仕事

- 仕事の**内容**に制限
- 仕事の**時間**に制限
- 仕事の**期間**に制限 等

→ 在留資格制度を知る

技術・人文知識・國際業務

技術・人文知識・国際業務 制度概要

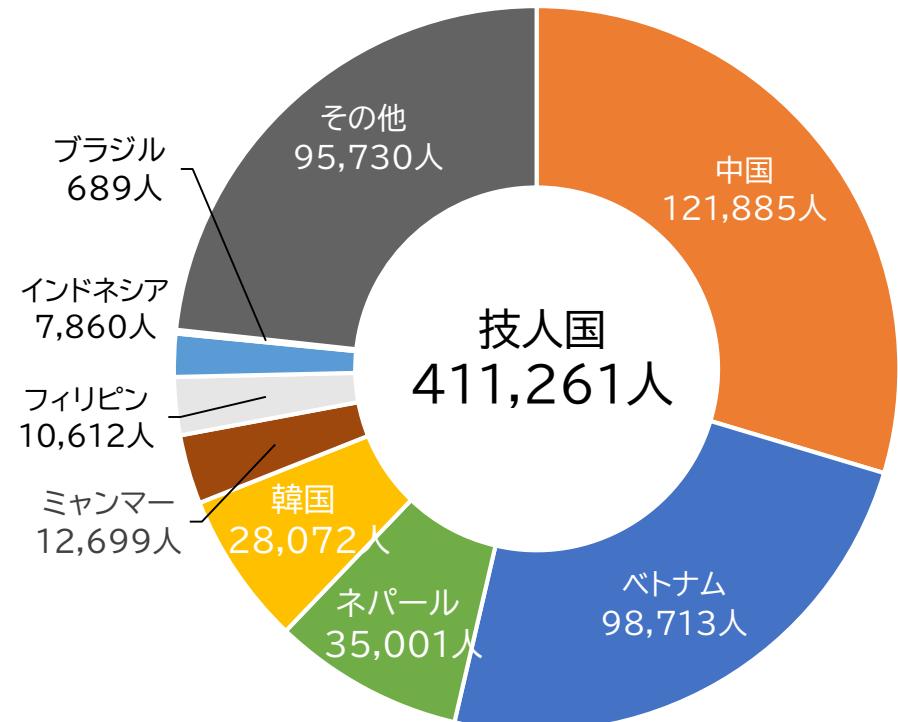
制度概要	詳細
制度趣旨	<ul style="list-style-type: none">専門的な知識を使い業務外国人特有のスキルを使う業務
主な仕事内容	<ul style="list-style-type: none">IT : ソフトウェアエンジニア観光 : 通訳・フロント貿易 : 自動車の貿易教育 : 英語教師
外国人の要件	<ul style="list-style-type: none">大学院/大学/短期大学/専門学校(専門士の称号付与)卒業実務経験 (学歴要件を満たさない場合、10年/3年)
在留期間	制限なし (3ヶ月・1年・3年・5年)

POINT

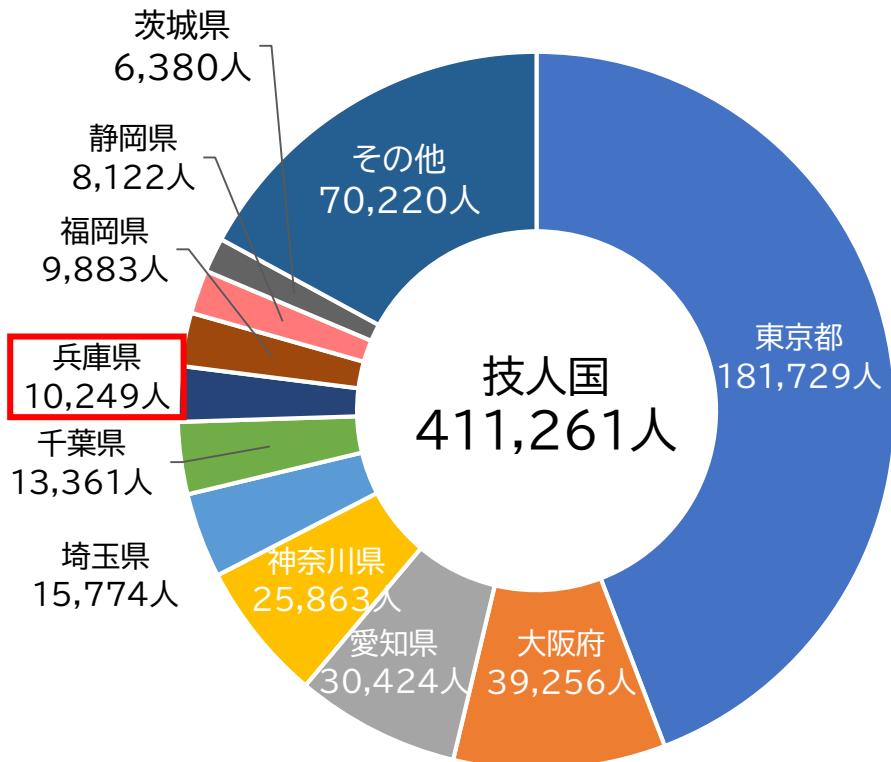
- ✓ 仕事内容は高度な業務に限られる
- ✓ 家族帯同が可能

技術・人文知識・国際業務の推移(国籍別・都道府県別)

国籍別

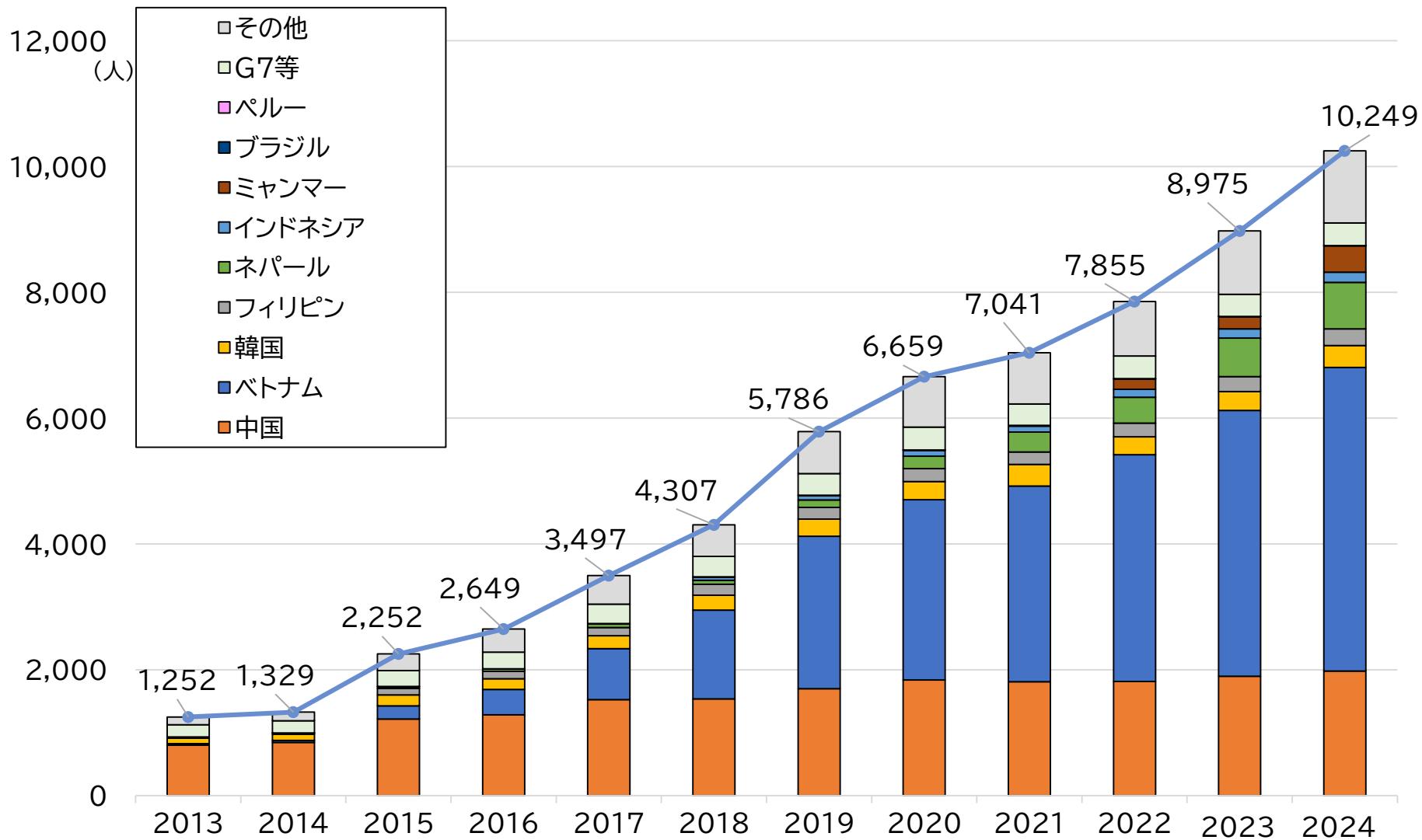


都道府県別



出典:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(令和6年10月末)

技術・人文知識・国際業務の推移(兵庫県・国籍別)



出典: 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末)

技術・人文知識・国際業務(不許可事例)

主な不許可理由	詳 細
学歴	履修内容と職務内容の関連性が認められない
仕事内容	認められた業務内容と従事する業務内容との乖離
在留状況	留学時の出席率の低さや資格外活動許可の範囲を大きく超えてアルバイトをしていた
給与	同一業務に従事する日本人よりも給与が低い

◆その他事例

出入国在留管理庁 技術・人文知識・国際業務 許可・不許可事例
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001413912.pdf>



技能実習

技能実習 制度概要

制度概要

詳細

制度趣旨

本国への技能移転

主な仕事内容

食品製造、農業、建設、工業製造、介護、宿泊、その他

外国人の要件

- ・送り出し国で同種の業務に従事した経験を有する者
- ・特別な事情があるもの(介護の教育課程修了者など)

在留期間

最長5年(条件あり)

1号:1年以内 2号:2年以内 3号:2年以内

POINT

- ✓ 労働力の需給の調整の手段として行われてはならない(技能実習法第三条)
- ✓ 転職は原則不可
- ✓ 2027年3月に廃止になる予定

技能実習 移行対象職種・作業一覧

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (91職種168作業)

1 農業・林業関係 (3職種7作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸 畑作・野菜 果樹
畜産農業●	養豚 養鶏 酪農
林業	育林・素材生産作業

2 渔業関係 (2職種10作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業 延繩漁業 いか釣り漁業 まき網漁業 ひき網漁業 刺し網漁業 定置網漁業 かに・えびかご漁業 棒受網漁業△ 養殖業●
	ほたてかい・まがき養殖

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	ハーカッション式さく井工事 ローテリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建豆製作	木建豆手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とひ	とひ
石材施工	石材加工
タイル張り	タイル張り
かわらふき	かわらふき
左官	左官
配管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 ガーテン工事
ナッジ施工	ビル用ナッジ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地 積込み 掘削 締固め
暖炉	暖炉

4 食品製造関係 (11職種19作業)

職種名	作業名
缶詰巻縫●	缶詰巻縫 食鳥処理加工
加熱性水産加工	加熱性製品製造
食品製造業●	加熱乾燥品製造 調味加工品製造 くん製品製造
非加熱性水産加工	塩漬品製造 乾製品製造
食品製造業●	発酵食品製造 調理加工品製造 生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚肉内處理加工業●	牛豚部分肉製造 牛豚精肉商品製造△
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そそう菜製造業●	そそう菜加工
農産物酒製造業●△	農産物酒製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 織維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●	前筋工程 精纺工程 巻糸工程 合ねん糸工程
織布運転●	準備工程 製織工程 仕上工程
染色	糸染 織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造 丸編ニット製造
たて編ニット牛地製造●	たて編ニット牛地製造
婦人子供服製造	婦人子供用服縫製
紳士服製造	紳士既製服製造
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーベット製造●△	織じゅうたん製造 タフティッドカーベット製造 ニードルレバーナカーベット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイヤシャツ製造
坐席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係 (17職種34作業)

職種名	作業名
誘造	鋳物誘物誘造 非鉄金属誘物誘造
鍛造	ハンマー型鍛造 フレクス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤 フライス盤 數値制御旋盤 マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
変速器組立て	変速器組立て
配電盤・制御盤組立て	配電盤・制御盤組立て
開閉制御器具組立て	開閉制御器具組立て
電子機器巻線製作	電子機器巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計 プリント配線板製造
アルミニウム圧延・押出製	引抜加工
品製造●△	仕上げ
金属熱処理業●	全体熱処理 表面熱処理（漫炭・漫炭窒化・塗化） 部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）

7 その他 (21職種39作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷 グラビア印刷●△
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形 射出成形
	インフレーション成形 プロー成形
塗装	手積み積層成形 建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 構築塗装
溶接●	手溶接 半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き 印刷箱製箱 貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形 土力焼込み成形
	ハット印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
クリーニング●△	リネンサフライ仕上げ 一般家庭用クリーニング
	コンクリート製品製造●
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	鉄道保守整備
コム製品製造●△	成形加工 押出し加工 混練り圧延加工 複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解き装 空気装置検修・解き装
木材加工●△	機械製材

○ 社内検定型の職種・作業 (2職種4作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング	航空機地上支援
●	航空貨物取扱 客室清掃△
ボイラーメンテナンス●△	ボイフーメンテナンス

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種

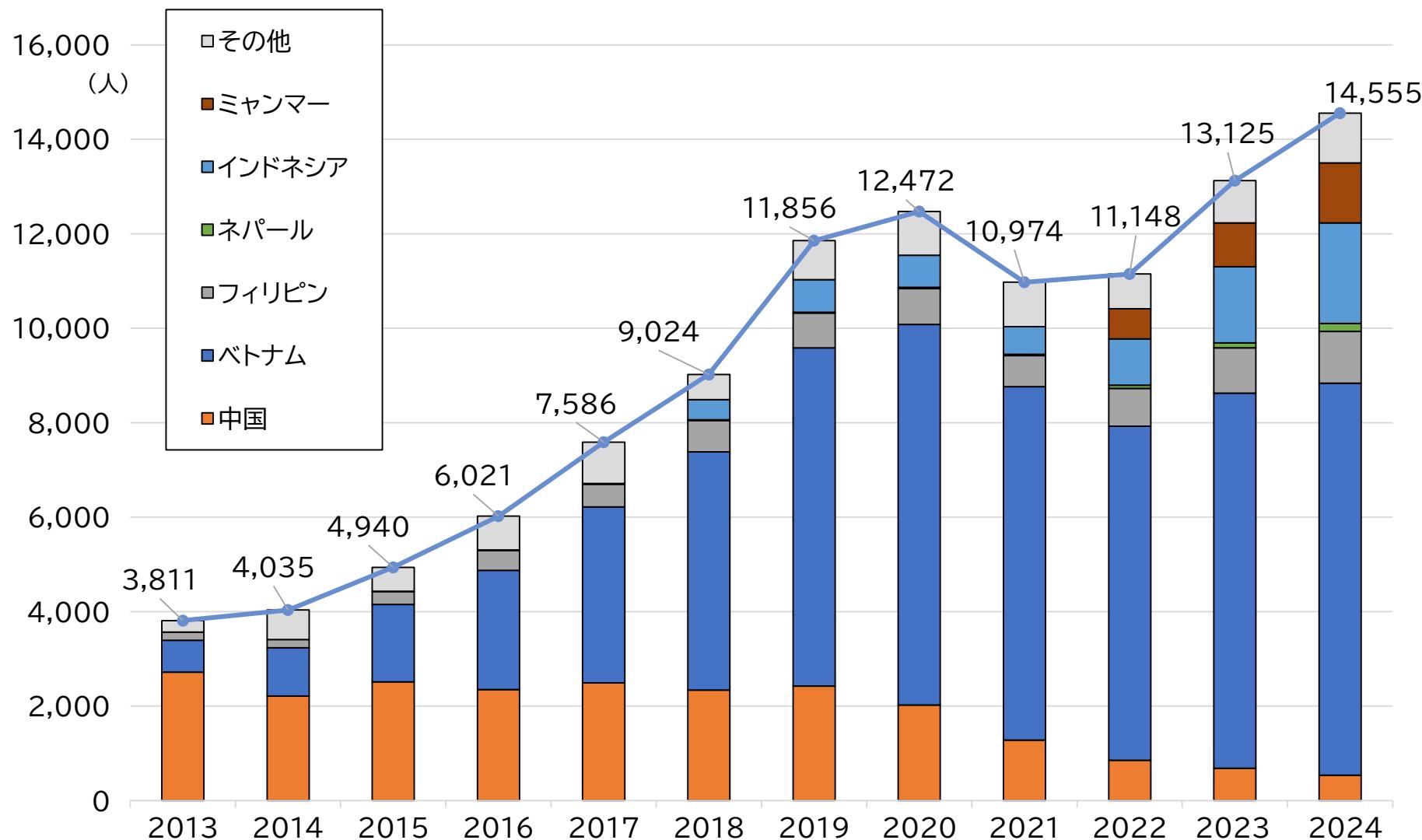
(注2) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

(令和7年3月7日時点)



技能実習制度移行対象職種 作業一覧／出入国在留管理庁
<https://www.mhlw.go.jp/content/001165663.pdf>

技能実習 人数推移（兵庫県・国籍別）



出典：兵庫労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末)

技能実習 お問い合わせ先

お問い合わせ先

外国人技能実習機構

監理団体一覧

https://www.otit.go.jp/search_kanri/



監理団体を選ぶポイント！

- 監理団体の役割を適切に行っているか
- 受入予定職種、作業、国の実績が豊富か
- 技能実習制度や関連法令に精通しているか

特定技能

特定技能 制度概要

制度概要

詳細

制度趣旨

一定の専門性・技術を有し即戦力となる外国人を受け入れる

主な仕事内容

16分野
(外食業、飲食料品製造業、介護、建設、農業、自動車整備、航空、自動車運送業、工業製品製造業、造船・船用工業、漁業、林業、木材産業、ビルクリーニング、鉄道、宿泊)

外国人の要件

技能試験・日本語能力試験N4などの合格者
技能実習2号を修了した外国人は試験免除

在留期間

1号：最長5年
2号：更新の上限なし
(2号が無い分野：自動車運送業、介護、鉄道、林業、木材産業)

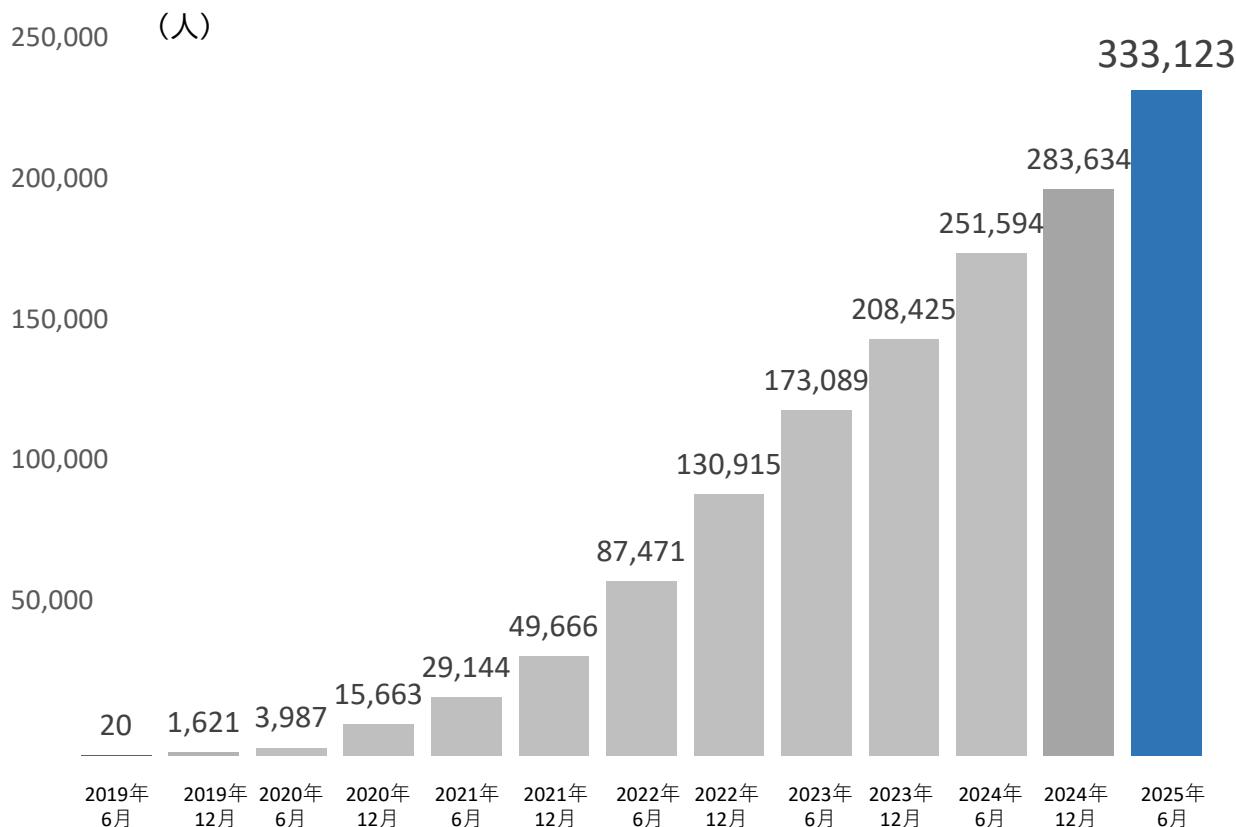
POINT

- ✓ 2019年に創設された制度
- ✓ 転職が認められている
- ✓ 令和6年3月29日より自動車運送業、鉄道、林業、木材産業が追加

特定技能 人数推移（特定技能1号）

特定技能1号在留外国人数 **333,123人**

現在、2027年から「倉庫管理」「廃棄物処理」「リネン供給」の3分野の追加を検討中。



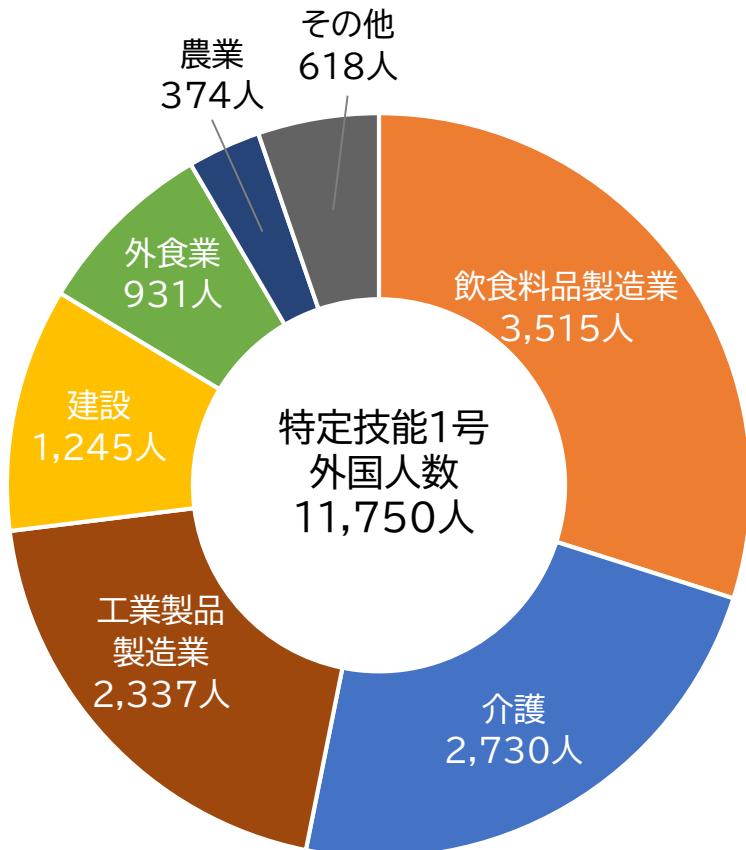
分野	人数
飲食料品製造業	84,071人
工業製品製造業	51,063人
介護	54,916人
建設	43,599人
農業	34,935人
外食業	35,771人
造船・船用工業	10,645人
ビルクリーニング	7,418人
漁業	3,842人
自動車整備	3,747人
航空	1,818人
宿泊	1,265人
鉄道	21人
自動車運送業	10人

※令和6年3月29日より自動車運送業、鉄道、林業、木材産業が追加

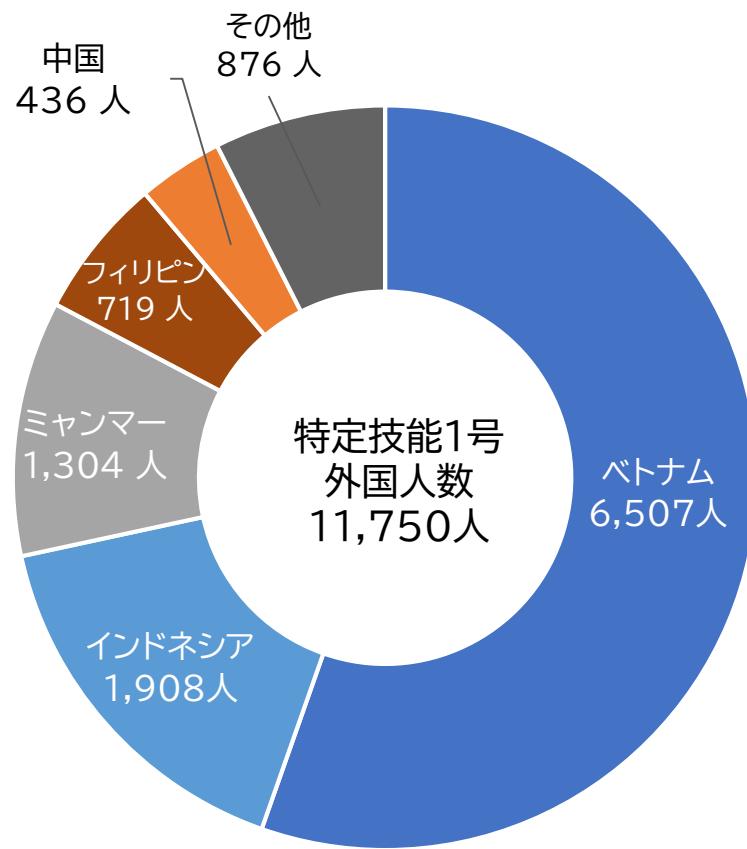
出典：出入国在留管理庁 令和7年6月末時点

特定技能1号（兵庫県 分野別・国籍別）

分野別



国籍別



出典：出入国在留管理庁 令和7年6月末時点

出典：出入国在留管理庁 令和7年6月末時点

特定技能 法定支援内容

①事前ガイダンス

- ・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

- ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手續の補助



④生活オリエンテーション

- ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

- ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

- ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

- ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

- ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

- ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

- ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報

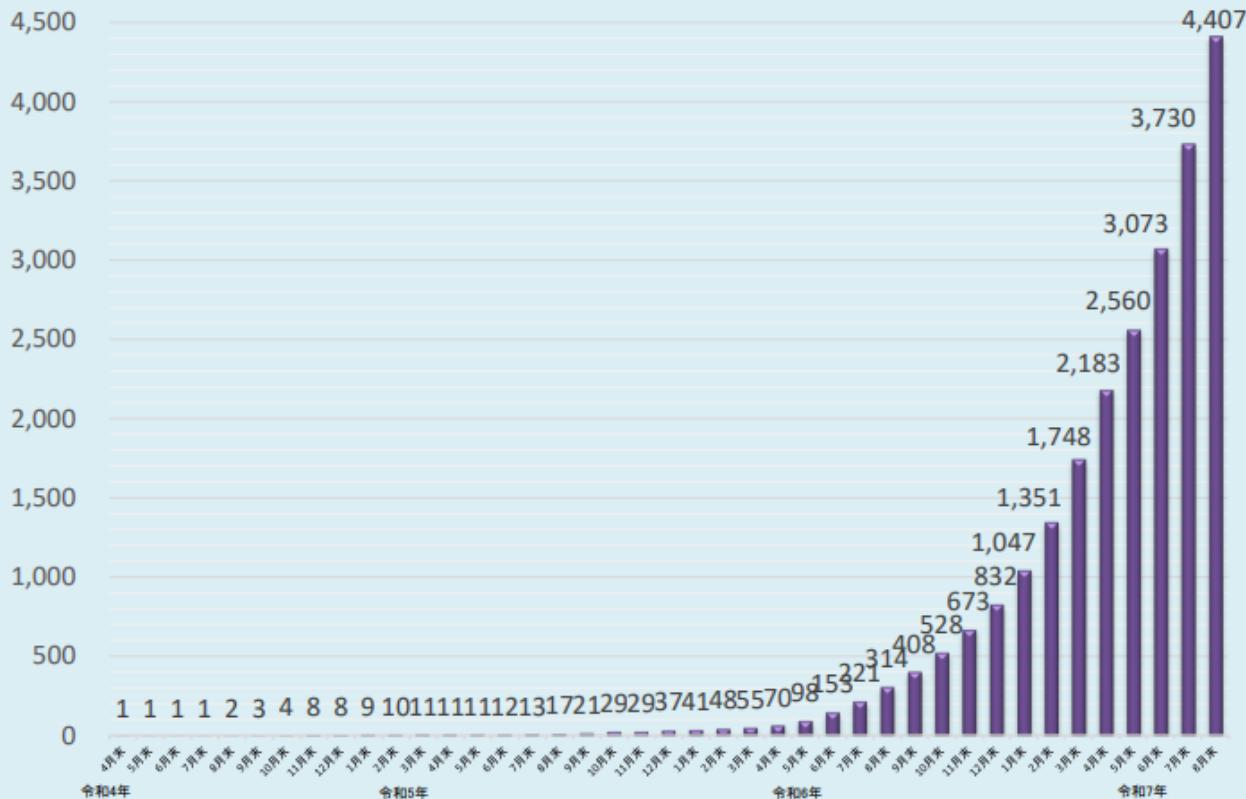


引用:出入国在留管理庁

特定技能2号 人数推移 分野別人数

特定技能2号在留外国人數(令和7年8月末現在:速報値)

特定技能2号在留外国人数 4,407人



分野	人数
ビルクリーニング	6人
工業製品製造業	561人
建設	876人
造船・船用工業	187人
自動車整備	148人
航空	0人
宿泊	21人
農業	723人
漁業	13人
飲食料品製造業	1,176人
外食業	696人

(注)「特定技能2号」の在留資格は令和4年4月に初めて許可。

特定技能2号 技能試験結果情報

技能試験	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率
飲食料品製造業	6,499	3,456	53%
工業製品製造業	3,025	1,457	48%
外食業	2,707	1,403	52%
農業	4,575	1,757	38%
建設	7,603	1,346	18%
自動車整備	1,321	433	33%
造船・舶用工業	461	410	89%
宿泊	126	34	27%
漁業	126	32	25%
ビルクリーニング	130	17	13%
航空	34	4	12%
合計	26,607	10,349	39%

特定技能2号 学習用テキスト

例) 飲食料品製造分野

飲食料品製造業特定技能2号

技能測定試験学習用テキスト

第2版 (2024年2月)

JMAC 株式会社 日本能率協会コンサルティング

©JMA Consultants Inc.

<一部抜粋 P12>

2. HACCP

「HACCP」(Hazard Analysis and Critical Control Point)は、食品の衛生管理手法のひとつです。

製品に健康障害につながる菌、化学品、異物などが残っているかどうかを確認するためには、抜取検査などをおこなうことが有効です。しかし、検査をおこなうだけでは、製造した全ての食品に対する安全性を保証することはできません。

そのため、HACCPによる衛生管理では、危害の発生を防ぐために、特に厳重に管理する必要がある段階を「重要管理点」として定めています。危害要因の分析をして決定した重要管理点での管理の状況を、連続的に監視して記録することで製造した全ての食品の安全性を確認します。

飲食料品製造業 テキストURL
(株式会社日本能率協会コンサルティング)



<全56ページ>

特定技能 お問い合わせ先

お問い合わせ先

出入国在留管理庁
登録支援機関一覧



<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri0700205.html>

登録支援機関を選ぶポイント！

- 登録支援機関の役割を適切に行っているか
- 特定技能の制度や関連法規に精通しているか
- 人材紹介の免許を取得しているか(人材を紹介してもらう場合)
- 外国人支援の実績があるか

注目の話題

外国人の不法就労とは？

不法就労事件数

国籍・地域別／年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	6,355	12,384	14,453
ベトナム	2,522	5,530	6,200
タイ	751	2,691	3,171
インドネシア	535	829	1,463
中国	1,360	1,315	1,296
カンボジア	142	671	751
フィリピン	442	495	586
スリランカ	93	176	251
ネパール	103	228	238
ウズベキスタン	48	60	90
モンゴル	65	59	77
その他	294	330	330

出典:出入国在留管理庁

外国人の不法就労

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の**3つ**の場合です。

1.不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- (例) •密入国した人や在留期限の切れた人が働く
•退去強制されることが既に決まっている人が働く

2.出入国在留管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

- (例) •観光等の短期滞在目的で入国したものが働く
•留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

3.出入国在留管理局から認められた範囲を超えて働くケース

- (例) •外国料理のコックや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く
•留学生が許可された時間数を超えて働く

注意

事業者も処罰の対象となります！

・不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」
→3年以下の懲役・300万円以下の罰金

(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していないなどの過失がある場合には、処罰を免れません。)

キャリアバンク海外事業部コラム
「不法就労ってどんなこと？」(水田執筆)
<https://www.careerbank-itnl.jp/huohousyurou/>



育成就労制度とは

技能実習制度と育成労制度の違い

項目	技能実習制度	育成労制度
制度趣旨	人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的とする	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、育成労産業分野における人材を確保することを目的とする
在留年数	最長5年(条件あり) 1号:1年以内 2号:2年以内 3号:2年以内	原則3年
業務分野 内容	<ul style="list-style-type: none">移行対象職種・作業は91職種・168作業特定技能と同一ではない必須業務が2分の1以上	<ul style="list-style-type: none">特定技能制度の対象分野と原則一致日本の免許が必要となる業務は対象外必須業務が3分の1以上
その他	<ul style="list-style-type: none">労働力の需給調整を目的としてはならない転籍は、原則不可1993年開始	<ul style="list-style-type: none">労働力確保のために雇用して良い条件を満たした場合、転籍が可能2027年4月1日施行

出典:出入国在留管理庁、外国人技能実習機構、育成労制度・特定技能制度Q & A、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

各分野ごとの転籍制限

育成就労制度における本人意向による転籍の制限（案）について



転籍とは

計画的な人材育成の観点からは、育成就労は3年間を通じて同一の育成就労実施者の下で行われることが効果的であり望ましいものの、暴行、ハラスメント、重大悪質な法令違反行為又は重大悪質な契約違反行為があった場合などやむを得ない事情がある場合のほか、同一の育成就労実施者の下で育成就労を行った期間が一定の期間を超えている等の一定の要件を満たす場合には、育成就労外国人本人の意向により育成就労実施者の変更（転籍）を行うことができる。（基本方針（令和7年3月11日付け閣議決定）第四2（1）エ）

転籍制限と待遇向上策

- ・転籍制限期間については、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で育成就労分野別運用方針において設定するものとする。（基本方針（令和7年3月11日付け閣議決定）第四2（1）エ）
- ・1年を超える転籍制限期間を定めた育成就労産業分野において、当該期間を選択した育成就労実施者においては、就労開始から1年を経過した後には転籍の制限を理由とした昇給その他育成就労産業分野ごとに定める基準を満たす待遇の向上等を図らなければならない。（同上）
- ・また、転籍に当たっては、技能検定基礎級又は相当する育成就労評価試験及び各育成就労産業分野において日本語教育の参考枠A1相当の水準から「特定技能1号」への在留資格の変更に必要となる水準までの範囲内で育成就労分野別運用方針において設定する日本語能力の試験に合格していることが求められる。（同上）
- ・1年を超える転籍制限期間を定めた育成就労産業分野において、育成就労実施者の判断で自主的に転籍制限期間を1年とすることを選択した場合には、育成就労産業分野ごとに定める基準を満たす待遇の向上等の義務はかかるない。

各分野ごとの転籍制限・待遇向上策一覧

※この一覧表は、様々な御意見を踏まえた暫定的なものである。

	介護	クリーニング	サブラン	製造業	建設	船舶・造船・工場	自動車整備	宿泊	鉄道	物流倉庫	農業	漁業	製造業	飲食料品	外食業	林業	木材産業	資源循環
1年を超える転籍制限	2年	—	—	2年 (調整中)	2年	2年	2年	—	—	—	—	—	2年	2年	—	—	2年	
日本語能力要件	A2	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
待遇向上策	※2	—	—	※2 (調整中)	※2 (調整中)	※2	※2	—	—	—	—	—	※2	※2	—	—	※2	

※1 日本語能力のA1相当と、A2相当の間の一一定のレベル

※2 転籍制限期間が2年の分野は、当該分野における直近の昇給率を基準に、昇給率を毎年設定・公表し、1年目から2年目にかけて当該昇給率で昇給する（介護分野においては、育成就労外国人の就労可能な施設は公定価格である介護報酬等により運営されているため、介護職員等待遇改善加算の取得等を要件とする）。

出典：第8回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議（2025年10月8日／参考資料3）

Q&Aと参考

◆特定技能制度及び育成労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議

出入国在留管理庁（第13回有識者会議 2026年1月7日）
https://www.moj.go.jp/isa/03_00168.html



◆育成労制度・特定技能制度Q&A

出入国在留管理庁
https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/ikusei_qa_00002.html



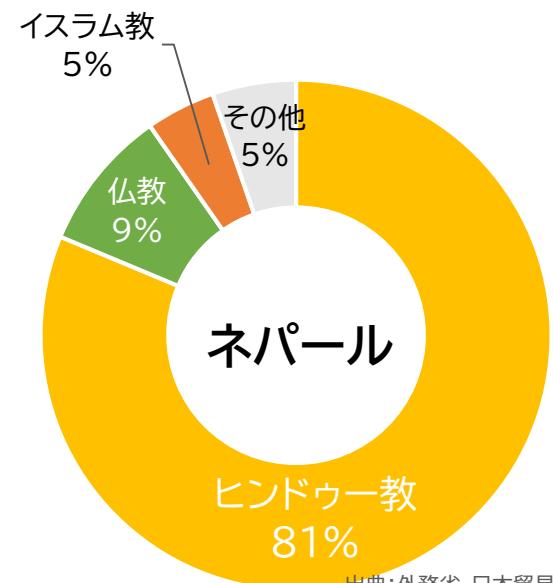
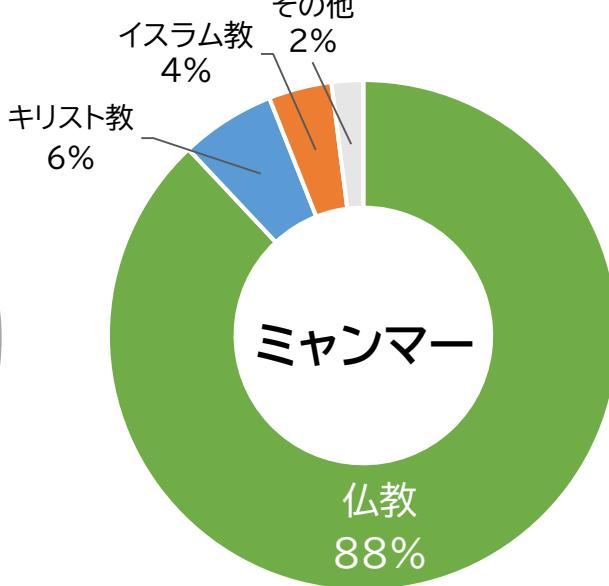
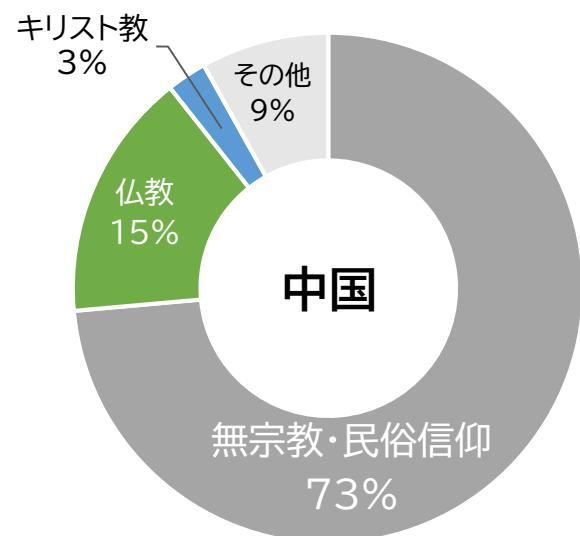
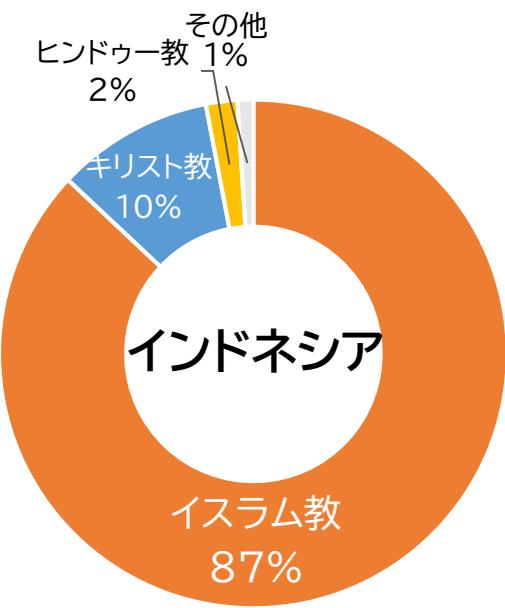
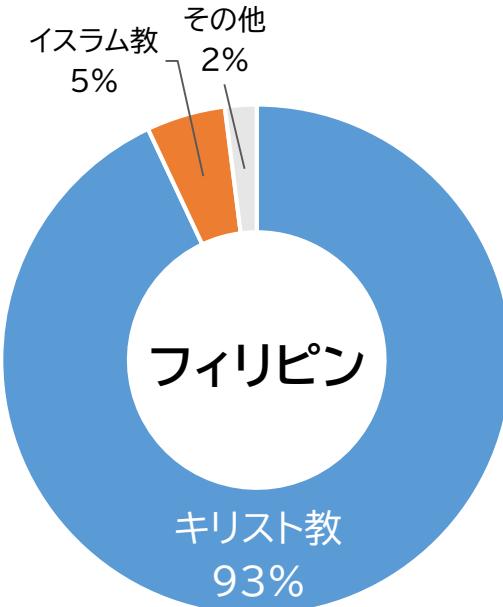
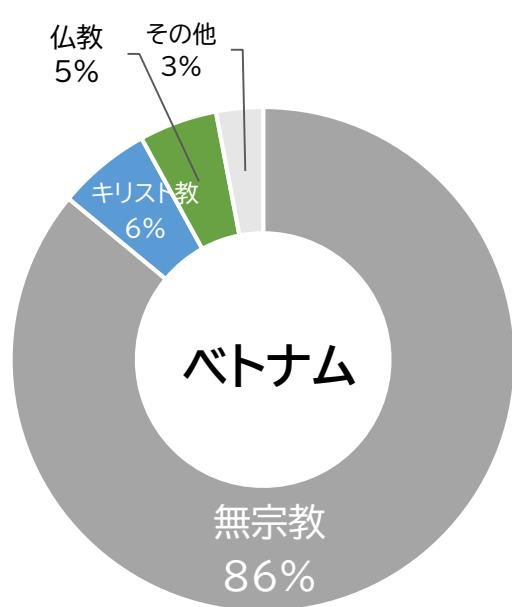
◆参考

キャリアバンク海外事業部コラム
「育成労では転職が多発するのか!?」（水田執筆）
https://www.careerbank-itnl.jp/gaikokujinkyou_ikusei/



宗教の配慮とは？

外国人材(各国の宗教)



やさしい日本語とは？

日本語能力

レベル	認定の目安
N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる
N3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる
N4	基本的な日本語を理解することができる
N5	基本的な日本語をある程度理解することができる

やさしい日本語のポイント

やさしい日本語を使う

- 難しいことばを避け、簡単な語彙を使う
- 一文を短くする
- あいまいな表現は避ける
- カタカナ・外来語はなるべく使わない
- 擬音語・擬態語を使わない

POINT



相手が理解しているか確認しながら会話をしましょう

日本は選ばれ続けるのか？

国際的な人材獲得競争の激化

□海外に移動する労働者の割合

国 ／移動先	ベトナム	インドネシア
	総数：12万1,190人	総数：23万2,122人
1	日本 45.4% (5万5,049人)	香港 30.4% (7万747人)
2	台湾 38.9% (4万7,135人)	台湾 23.1% (5万3,602人)
3	韓国 8.2% (9,996人)	マレーシア 19.0% (4万4,178人)
4	中国 2.1% (2,507人)	日本 6.9% (1万6,198人)
5	シンガポール 1.5% (1,823人)	シンガポール 5.3% (1万2,465人)
/	その他 3.9% (4,680人)	その他 15.3% (3万4,932人)

出典：ベトナム政府公式ポータルの内務省主催会合に関する報道(VnEconomy:2025年10月30日掲載)／
インドネシア移民労働者保護省(KP2MI)「インドネシア移民労働者配置・保護データ」(2025年1～10月)

※両国とも2025年1～10月の合算数を記載

※ベトナムの統計には契約に基づく海外就労法に基づく「契約ベースでの新規出国者数」、留学や観光からの転換、非合法経路、永住者等は含まれず、日本向けでは技能実習・特定技能・技術・人文知識・国際業務等の在留資格層が主対象。

海外就労先の検討要件

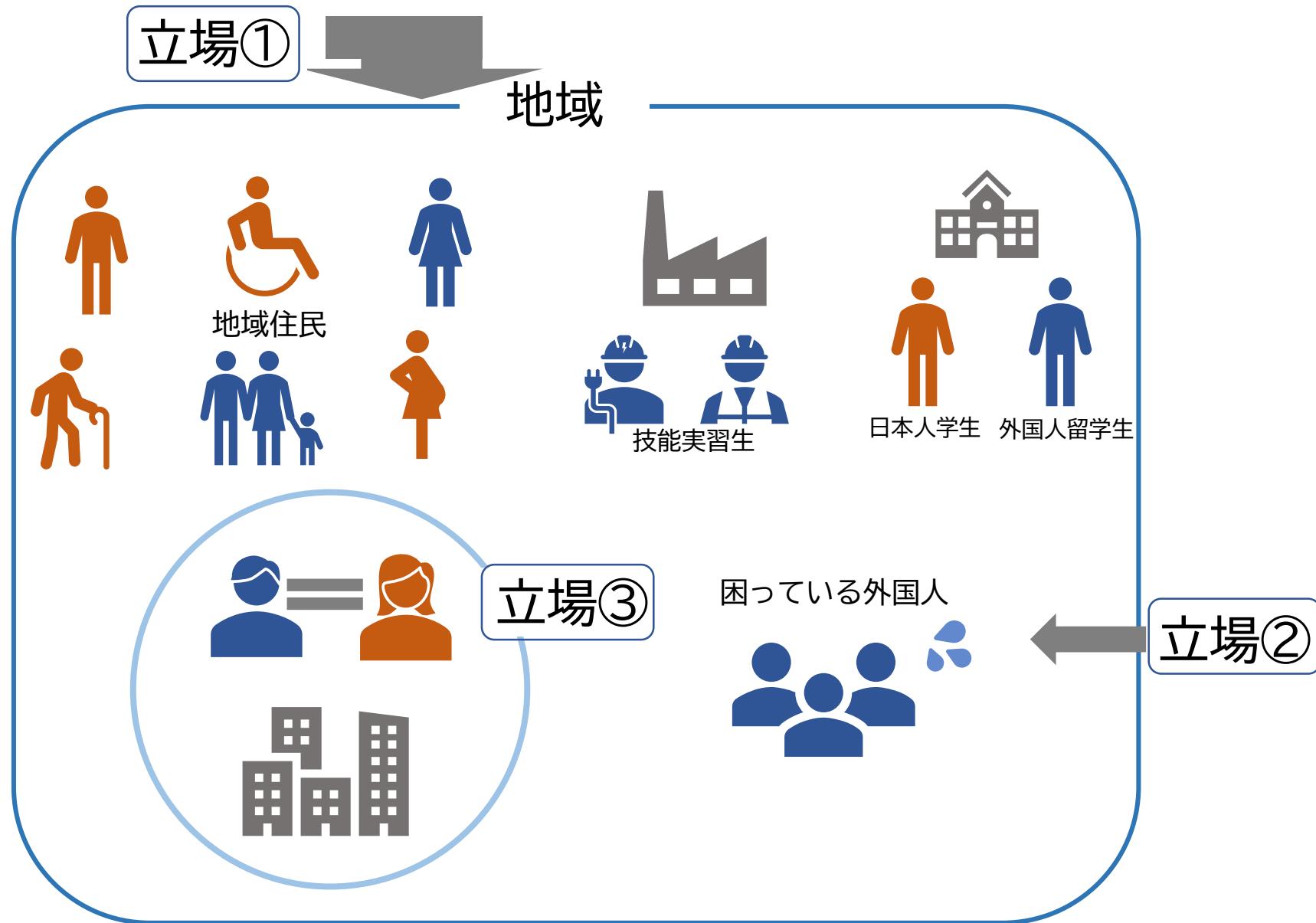
- ビザのハードルは低いか(学歴、受入人数など)
- 賃金は高いか(円安、残業など)
- すぐに働きに行けるか(求めらえる語学レベルなど)
- 文化適応しやすいか(宗教など)
- 安心して働ける国か(虐待、詐欺など)

キャリアバンク海外事業部コラム(水田執筆)
～外国人雇用の現場から～ Vol.9 「日本が選ばれるためには」



多文化共生社会は実現できるのか？

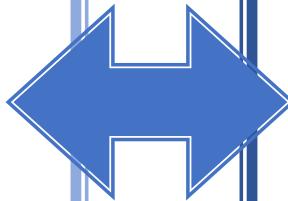
多文化共生に関する様々な立場



外国人受入れの賛成意見・反対意見

賛成派

- ・社会に多様性が生まれる
- ・地域経済の活性化に貢献する
- ・外国語を学ぶ機会が増える
- ・人手不足の解消になる
- ・海外進出の手掛かりになる
- ・優秀な人材が増え、
雇用機会が増える 等



反対派

- ・文化の違いでトラブルになる
- ・生活ルールが守られず迷惑だ
- ・社会保障費が高くなりそうだ
- ・日本固有の文化が損なわれる
- ・日本人の仕事が奪われる
- ・犯罪が増え治安が悪化する
- ・地域社会の分断が生まれる 等

多文化共生社会の実現に向けて

外国人受入れの現状
-現場の実情-

日本独特のルール
-在留資格制度など-

Multiculturalism
-多文化共生の考え方-

誰もが安心して暮らせる地域社会の実現

キャリアバンク株式会社 会社概要

設立	1987年11月
資本金	2億5,624万円
社員数	単体:339名 連結:386名(2025年5月31日時点)
事業内容	人材サービス全般
本社・拠点	大阪オフィス、札幌本社 旭川支店、函館支店、帯広支店 仙台支店、盛岡オフィス、山形オフィス 東京オフィス、佐賀オフィス
海外事業部 事業紹介	■特定技能外国人支援 ■外国人材紹介 ■外国人雇用に関する顧問契約 ■官公庁受託事業(イベント、セミナー運営) ■外国人留学生向け就職支援 ■日本語学校の留学生向け広報

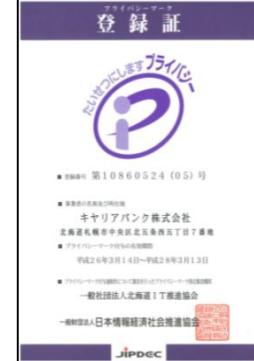
各種許可証



有料職業紹介事業許可証
(第1401002 (01) 号)



職業紹介優良事業者認定証
(第1401002 (01) 号)



プライバシーマーク登録証
(第10860524 (05) 号)



登録支援機関登録通知書
(19登-000012)



お問い合わせ



06-7713-5232



kaigai@career-bank.co.jp

WEB

キャリアバンク

